

## 基本目標2 個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制づくり

### 【評価指標と目標値】

評価指標	現状値		目標値
	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和8年度 (2026年度)
生活困窮者対象の就労支援による就労者数	181人	155人	100人
成年後見センターにおける制度利用相談等の権利擁護の相談件数	356件	278件	400件
市地域包括支援センター及び高齢者支援センターにおける総合相談件数	9,984件	10,949件	11,890件
障がい者相談支援事業所における相談支援件数	11,440件	12,307件	13,500件
保護観察所に登録している協力雇用主数	17件	22件	25件

### 基本施策(1) 自立支援と権利擁護の推進

#### [現状と課題]

生活困窮に至る背景には、傷病等による長期の離職や多重債務、ひきこもり、発達障がいなどの課題を複合的に抱えていることが多く、家族や地域からも孤立し、問題が深刻化しているケースも見受けられます。生活困窮者の自立支援においては、経済的困窮の解消のみを目的とするのではなく、背景にある根本的な課題に着目した支援が求められており、個々の実情に応じた適切な相談支援と専門機関へのつながりが重要となっています。

権利擁護については、認知症や知的障がい、その他精神上的の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを法律的に支援する成年後見制度の理解や周知が広がらず、十分な利用につながっていないことが指摘されています。高齢化の進行に伴い、今後、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の必要性が一層高まっていくと考えられることから、同制度の利用促進を図っていく必要があります。

また、虐待やいじめ、配偶者への暴力(DV)についても、個人の人権や尊厳を奪う重大な問題ですが、家庭や施設など外部から目が届きにくい閉鎖的な空間で発生していることが多く、事態が深刻化して初めて周囲が気付くといった事例もみられ、対応が難しくなっています。このため、様々な機会を通じて市民や施設職員等の意識啓発を図るとともに、関係機関等との連携体制を整備し、その防止と早期発見・早期対応に取り組む必要があります。